

養護老人ホーム さわやか長楽荘

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 慈恵会
事業者の所在地	美濃加茂市下米田町東栃井81番地2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	山田 実貴人
電話番号	0574-25-0609

2. 施設

施設の名称	養護老人ホーム さわやか長楽荘
施設の所在地	可児郡御嵩町井尻65番地1
電話番号	0574-67-8321
FAX番号	0574-67-8121

3. 施設の目的と運営方針

目的	老人福祉法の理念に基づき契約利用者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また契約利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営方針	利用者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びにその他の援助をおこなうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

4. 施設の概要

(1)敷地及び建物

敷地		5715.08㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建(耐火建築)
	延べ面積	3506.74㎡
	利用定員	50名

(2)居室

居室の種類	室数	面積	1名あたりの面積
1人部屋	50室	11.1㎡	11.1㎡
静養室	1室	22.8㎡	

(3)その他の主な設備

設備の種類	室数	面積	1名あたりの面積
食堂	1室	258.10㎡	5.16㎡
浴室	1室	36.0㎡	
便所	15箇所	58.12㎡	身障トイレを含む
支援員室	2室	28.05㎡	

5. 従業員の職種及び員数

従業員の職種	員数(常勤換算)
施設長	1(特別養護老人ホームと兼務)
医師	嘱託医
主任生活相談員	1
生活相談員	1以上
主任支援員	1
支援員	3以上
看護職員	1以上
栄養士	1以上
事務員	1以上

6. 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務	4週7休
医師	週2日(火・金曜日)	
主任生活相談員	日 勤(8:30~17:00) 夜 勤(17:00~ 9:00) その他(交代勤務にて対応)	4週7休
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務 その他(交代勤務にて対応)	4週7休
主任支援員	日 勤(8:30~17:00) 夜 勤(17:00~ 9:00) その他(交代勤務にて対応)	年間 107日

支援員	日 勤（ 8:30～17:00） 夜 勤（17:00～ 9:00） その他（交代勤務にて対応）	年間 107日
看護職員	正規の勤務時間帯（ 8:30～17:00） 常勤で勤務	4週7休
事務員	正規の勤務時間帯（ 8:30～17:00） 常勤で勤務	4週7休
栄養士	正規の勤務時間帯（ 8:30～17:00） 常勤で勤務	4週7休

7. 支援の内容

支援の種別	内 容
排せつ支援	・利用者の状況に応じて適切な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
入浴支援	・週2回の入浴または清拭を行います。
食事支援	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で摂っていただけるように配慮します。 ＜食事時間＞ 朝食 7:30～ 8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
日常生活上の支援	・シーツ交換、居室の清掃を行います。
健康管理	・看護職員により健康チェックを行い、健康状態の管理を行います。
相談、助言	・利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者、利用者の後見人等、利用者の家族又は身元引受人（以下「利用者の家族等」という。）に対し、日常生活における相談及び助言を行います。

8. その他のサービス内容

種 類	内 容
教養娯楽設備の利用	・施設では教養娯楽設備を整えています。
レクリエーション行事	・施設では年間行事計画に沿ってレクリエーション行事を行います。

9. 利用料金

- (1) 毎年、所在市町村が決定する老人保護措置費事務費支弁基準額等と一般生活費を基準に決定します。

- (2) 施設は、9-(1)の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けます。
- ア 喫茶代
 - イ 理美容代
 - ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの
- (3) 施設は、9-(2)に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者、利用者の家族等に対し、サービス内容及び費用について説明を行います。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者、利用者の家族等に対し説明を行います。
- (4) 利用者が施設に支払う利用料及び費用等の額は、重要事項説明書(別添利用料金表)に示すとおりです。

10. サービスの利用にあたっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度施設に届け出てください。来訪者が宿泊することはできません。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を施設に届け出てください。感染症等の流行により外出・外泊等を制限する場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって使用してください。これに反した使用によって破損等が生じた場合は損害を賠償していただくことがあります。
喫煙	施設内禁煙とし、喫煙は決められた屋外の場所以外ではお断りします。喫煙時間は、6:30～21:00 を厳守してください。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動等	施設内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営業活動等はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人厚生会 中部国際医療センター
院長名	杉山 温人
所在地	美濃加茂市健康のまち一丁目1番地
電話番号	0574-66-1100
診療科	内科・外科・脳神経外科・整形外科・眼科・小児科・耳鼻咽喉科 ・産婦人科・皮膚科等
入院設備	ベッド数 502床
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と中部国際医療センターは、利用者の病状に急変があった場合、すみやかに必要な治療が受けられるよう措置を講じます。

12. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	田原歯科医院
院長名	田原雅樹
所在地	可児郡御嵩町中2444-3
電話番号	0574-67-0410
入院設備	なし

※2020.5.21 確認

13. 身体拘束・虐待の禁止

- (1) 施設は、原則として身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。行動を制限する場合には、社会福祉法人慈恵会 身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。
- (2) 施設は、社会福祉法人慈恵会 虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行いません。

14. 秘密の保持

- (1) 施設及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らしません。
- (2) 施設は、施設の従業者が退職後、在職中知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 施設は、県及び市町村、他の居宅サービスの事業所、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者に対し利用者、利用者の家族等に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供します。

15. 個人情報の管理

- (1) 施設は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき、利用者、利用者の家族等の個人情報を厳正に取り扱います。
- (2) 利用者・利用者の家族等は、施設管理者の許可なく、施設内外での写真・動画を撮影することについて、個人のプライバシーや肖像権を侵害する恐れがあるため、原則禁止とします。

16. 相談・苦情等への対応

- (1) 利用者、利用者の家族等は、施設が提供するサービス等に相談や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口に問合せ及び苦情を申し立てることができます。その場合、施設は社会福祉法人慈恵会 苦情対応マニュアルに基づき、すみやかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努めます。
- (2) 施設は、利用者、利用者の家族等から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者、利用者の家族等に対して不利益、差別的な扱いをしません。
- (3) 施設は、提供したサービスに関して県及び市町村等からの質問・照会・文書の提供等に応じ、苦情に

2024.7.1 改訂

関する調査に協力します。なお、県及び市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

17. 相談・苦情等受付窓口

(1) 施設における相談及び苦情受付

責任者	施設長 秋松 孝之
担当者	生活相談員
受付時間	月～金 午前9時～午後5時
受付方法	電話 0574-67-8321 FAX 0574-67-8121 Eメール jikeikai@juno.ocn.ne.jp また、ご意見箱を事務所前に設置しています。

(2) 事業者の相談及び苦情受付窓口

窓口担当	慈恵会 サービスセンター 管理者
受付時間	月～金 午前9時～午後5時
受付方法	電話 0574-23-0380 FAX 0574-27-4833 Eメール jikeikai@juno.ocn.ne.jp

(3) 利用者の権利を守る委員会

受付時間	月～金 午前9時～午後5時
受付方法	電話 0574-25-0609 FAX 0574-28-4511 ホームページ http://www.jikeikai-sawayaka.jp Eメール info@jikeikai-sawayaka.jp

事業者の内部委員会として設置されますが公平性、中立性の観点から事業者から独立した位置づけとして相談苦情等を受付します。

(4) 行政機関その他の相談・苦情受付窓口

- 御嵩町役場 保険長寿課
可児郡御嵩町御嵩1239-1
0574-67-2111

18. 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 施設は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、社会福祉法人慈恵会リスクマネジメントマニュアルに基づき、利用者の家族等にすみやかに報告し、必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、サービスの提供にあたって故意又は過失により、利用者にと与えた損害に対し責任を負います。その損害賠償内容については、双方協議の上これを定めます。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずること

ができるものとします。

- (3) 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には施設は損害賠償責任を負いません。

ア 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

イ 利用者が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

ウ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

エ 利用者が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

オ 利用者個人が管理する金銭、貴金属等が紛失した場合

- (4) 利用者の故意又は過失により、施設、職員などに生じた損害については、利用者又は身元引受人にその責任を負担してもらいます。その場合の損害賠償については双方協議の上でこれを定めます。

19. サービス記録

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から社会福祉法人 慈恵会 定款施行細則に定める期間において保存します。
- (2) 利用者、利用者の家族等は、事業者に対し、前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。それに対し、事業者は、社会福祉法人 慈恵会 個人情報管理規程に基づき対応します。なお複写の場合、事業者は実費相当額を請求者に請求することができます。

20. 緊急時の対応

施設は、利用者の急激な体調の変化又は怪我等により、緊急に診察・治療が必要となった場合、社会福祉法人 慈恵会 リスクマネジメントマニュアルに基づき、施設が契約している協力医療機関において、すみやかに必要な治療が受けられるよう措置を講じ、併せて、利用者の家族等に連絡をします。

21. 非常災害時の対策

非常時の対応	施設が定める「防災計画」「事業継続計画（BCP）」に基づき、対応を行います。利用者の避難など安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。			
近隣との協力関係	東海化成株式会社と近隣防災協定を締結し、非常災害時は協力して対応します。			
平常時の訓練等	施設が定める消防防災計画に基づき、年3回昼間及び夜間を想定した防災訓練を、利用者も参加して行います。			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	避難階段	有	室内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知機	有
	ガス漏れ報知機	有	非常用電源	有

22. 衛生管理等

- (1) 施設は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するとともに、常に衛生管理及び感染症発生時における事業継続計画に基づく対策を講じます。
- (2) 施設は、従業者の衛生管理及び感染症、その他の必要な知識及び技術の取得に努めます。
- (3) 施設は、利用者、利用者の家族等に施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のための協力を求めます。

23. 利用にあたってご留意いただきたいハラスメント行為

- (1) 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- (2) 職員に対する精神的な暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

24. 事業者からの契約の解除

事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、予告期間をもって契約を解除することができます。

- (1) 契約入所利用契約書第 14 条に該当した場合
- (2) 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な支援を尽くしてもこれを防止できない場合
- (3) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、事業者において十分な支援を尽くしてもこれを防止できない場合
- (4) 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合
- (5) 利用者、利用者の家族等が従業者に対してハラスメントと認められる行為をなし、改善の見込みがない場合
- (6) 伝染病疾患などにより、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

本重要事項を証するため、利用者及び事業所は署名又は記名押印のうえ、本重要事項説明書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有します。なお、重要事項説明書に記載の内容に変更がある場合、利用料金に関する変更のみであれば、今後は利用料金表のみの書類をもって説明し同意を得ることとします。

当施設は、利用者に対するサービスの提供及び施設サービス計画作成に当たり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者 生活相談員

令和 年 月 日

《 利用者 》

私は、重要事項の説明を受け、その内容を理解し、同意します。

住所 _____

氏名 _____

電話番号 ()

《 署名代行者 》

下記の理由により、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

＜署名代行理由: _____＞

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____

電話番号 ()

《 身元引受人 》

私は、重要事項の説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____

電話番号 ()

《 後見人等 》

私は、重要事項の説明を受け、後見人等の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____

電話番号 ()

《 事業所 》

当施設は、利用者の申込みを受け、本重要事項に定める義務を誠実に履行します。

所 在 地 〒505 -0115

岐阜県可児郡御嵩町井尻65番地1

名 称 養護老人ホーム さわやか長楽荘

施設長 秋松 孝之